

一般社団法人日本体育学会 研究倫理綱領

〔策定の趣旨と目的〕

一般社団法人日本体育学会（以下：本学会）は、体育学の研究に関する「一般社団法人日本体育学会研究倫理綱領」（以下：研究倫理綱領）を定め、公表する。

本研究倫理綱領は、本学会の全ての会員が遵守すべき倫理規範であり、会員は、本研究倫理綱領に基づき得られた知的財産を適切に社会に還元し、体育学の研究を進展させなければならない。体育学の研究は、「個人情報保護法」や「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に基づく研究対象者の人権尊重、社会的影響等について常に配慮すべきものでなければならない。

会員は、研究者としての社会的責任を自覚し、研究対象者の人権の尊重、研究対象者のプライバシーの保護、研究対象者の不利益への配慮などに備えなければならない。体育学研究の進展は、研究対象者の信頼および社会的理解の上にしか成り立たないことを自覚しなければならない。

本学会は、会員に対し、体育学の研究における倫理的な課題への自覚と認識を強く促し、ここに研究倫理綱領を定める。

第1条（倫理的妥当性）

会員は、体育学の研究に関する研究倫理綱領を遵守しなければならない。

第2条（人権の尊重）

会員は、体育学の研究にあたり、人権を最大限尊重するとともに、研究対象者へのインフォームド・コンセント、社会的弱者にあってはインフォームド・アセントの考え方を遵守しなければならない。

第3条（プライバシーの保護）

会員は、体育学の研究にあたり、プライバシーの保護に最大限留意しなければならない。

第4条（公正と信頼の確保）

会員は、体育学の研究にあたり、公正を維持し、社会の信頼を確保しなければならない。

第5条（差別の禁止）

会員は、体育学の研究にあたり、年齢・障害の有無・人種・肌の色・性別・性的指向・言語・宗教・政治的またはその他の意見・国あるいは社会的な出身・財産・出自やその他の身分など、あらゆる形態の差別をしてはならない。

第6条（ハラスメントの禁止）

会員は、体育学の研究にあたり、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、いわゆるハラスメント行為をしてはならない。

第7条（研究資金の適正な取扱い）

会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。

第8条（著作権侵害等、不正行為の禁止）

会員は、著作権の侵害、剽窃・盗用・二重投稿等の不正行為をしてはならない。

第9条（利益相反マネジメント）

会員は、利益相反マネジメントの適切な開示に努めなければならない。

第 10 条（研究成果の公表）

会員は、定款に定められた事業を通して、研究成果の公表に努めなければならない。

第 11 条（相互批判・相互検証の場の確保）

会員は、相互批判・相互検証の場の確保に努めなければならない。

第 12 条（研究倫理綱領の周知）

本学会は、研究倫理綱領の周知の徹底に努めなければならない。

附則

本学会は、体育学の研究における倫理的な課題に応じるため、「研究倫理委員会」を置く。

本研究倫理綱領は 2018 年 6 月 16 日より施行する。

本研究倫理綱領は、本学会総会の議を経て、変更することができる。